

循 社 第 5 2 6 号  
令和5年10月26日

各 位

千葉県環境生活部循環型社会推進課長  
(公印省略)

「ちばエコスタイルパートナー」登録制度の周知等について（依頼）

本県の環境行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて県では、ごみを減らすために身のまわりでできることを実践するライフスタイル「ちばエコスタイル」を推進しており、これまで水筒や飲料ボトル等の利用促進に取り組む「ちばマイボトル・マイカップ協力事業者」、食べ残し削減に取り組む「ちば食べきりエコスタイル協力事業者」登録制度を展開していましたが、この度、これらの登録制度を「ちばエコスタイルパートナー登録制度」として拡充・刷新し、新たに登録事業者の募集を開始しました。

パートナーとして登録した事業者等については、プラスチックごみや食品ロスの削減に積極的に取り組む者として、県のホームページやSNSなどで、県民に広く紹介していきます。

つきましては、貴団体傘下の事業者等による取組を広く紹介したく、会員等への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

【参考】千葉県ホームページ「ちばエコスタイル」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/chibaecostyle/index.html>

担当 千葉県環境生活部循環型社会推進課  
環境保全活動推進班 安藤

TEL 043-223-2760

FAX 043-221-3970

E-mail [e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 1 登録要件等

区分	ちばプラごみ削減パートナー	ちば食品ロス削減パートナー
対象・登録要件	下記に掲げる取組のうち、いずれか一つ以上を行う事業者等※	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋削減、マイボトルへの飲料提供、プラスチック製スプーンの使用制限等）</li> <li>プラスチックリサイクルの推進（食品トレーの回収、資源化等）</li> <li>バイオマスプラスチック等の代替品の活用（代替素材を使用した製品の製造、販売、使用等）</li> <li>その他、プラスチックごみの削減につながる取組として県が認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格外食品の活用（加工品等への活用、安価での販売等）</li> <li>食品の完売の促進（量り売り、てまえどりの呼びかけ等）</li> <li>完食の推奨（ハーフサイズ等による提供、持ち帰り要望への対応等）</li> <li>その他、食品ロスの削減につながる取組として県が認めるもの</li> </ul>

※事業者等…企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等

## 2 ロゴマーク

パートナーに登録すると、「チーバくん」や、ちば食品ロス削減エコスタイルキャラクター「ノコサーヌ」がデザインされたオリジナルのロゴマークを、取組のPRに使うことができます。



ちばプラごみ削減パートナー



ちば食品ロス削減パートナー

## 3 登録方法等

下記より電子申請にて登録申請を行ってください。

URL :

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempS eq=24485](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempS eq=24485)

二次元コード

